

被 処 分 者	認 定 証 番 号	茨城県公安委員会 認定第989号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	日立令和代行
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県日立市
処 分 年 月 日		令和4年1月17日
処 分 内 容		指 示
処 分 理 由		立入検査を実施した際、営業所に備え付けなければならない帳簿等に不備があり、帳簿等備付け義務に違反したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第20条第1項及び第22条第1項 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第15条
処分を行った公安委員会		茨城県公安委員会